

自由で楽しい選挙をめざして

『選挙・政治制度改革に関する答申』

(選挙市民審議会 2017・2019)

簡単ガイド

選挙市民審議会は、「公職選挙法」にかわる
「新市民選挙法」を提案しています。



選挙運動の自由化と選挙運動期間の撤廃



選挙運動や政治活動を、だれでも・いつでも・どんな仕方でも、できるようにする、新しいルールをつくります



公職選挙法

—— 慣れている人による、限られた期間の政治参加 ——

- ▶ 一年のほとんどの期間は選挙運動ができない。「事前運動」の禁止。
- ▶ 選挙運動期間にだけ、しかも限られた選挙運動だけが認められる。
- ▶ 選挙運動期間にも多くの規制（戸別訪問禁止・文書図画規制）と、多くの罰則。
- ▶ 選挙運動期間に候補者以外は制約が大きい（公開討論会も自由に開催できない等）。
- ▶ 候補者の政策を比べて吟味する時間がない。ポスター頼み。風頼み。

いろいろなしほりをほどいて
自由に楽しく選挙・政治に参加しよう



新市民選挙法

—— すべての人が自由にいつでも政治参加できるようになります ——

- ▶ 一年中、候補者も候補者以外の人もすべての選挙運動・政治活動ができる。
- ▶ 「選挙費用総額規制等期間」の※9つの選挙費用の総額を制限。著しい不平等を防ぐ。
- ▶ 「選挙費用総額規制等期間」の※9つの選挙費用のうち一定額を公費から補助。
資金力のない人も政治参加できるようにする。

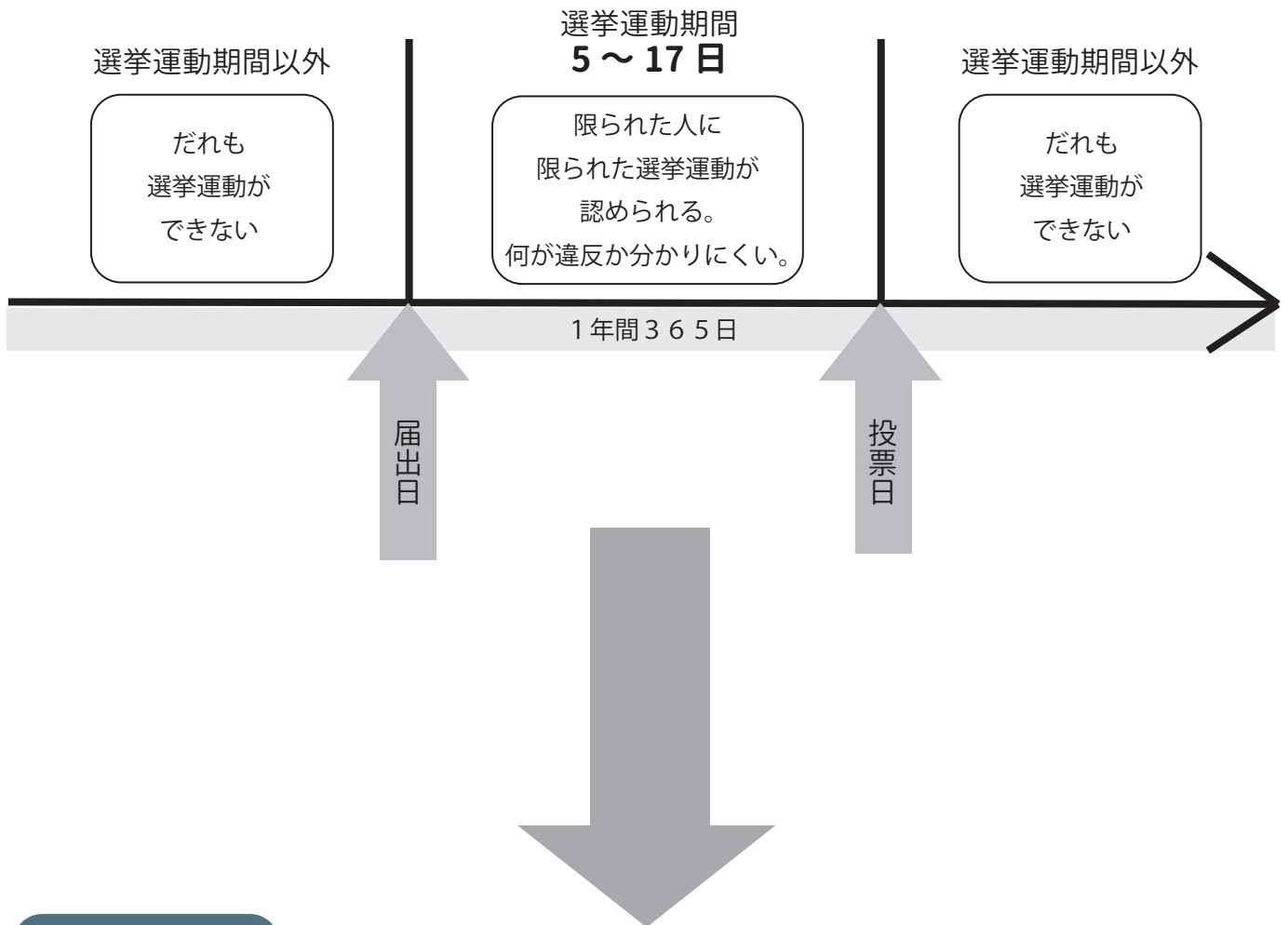
※9つの選挙費用

- ①政治放送 ②広告 ③選挙人への配付物 ④政策文章 ⑤世論調査 ⑥メディア関連費用
⑦交通費 ⑧集会 ⑨人件費

- ▶ 罰則を減らす。ルールを簡単にする。
- ▶ 投票日を一年前までに決める。届出期間を10日確保する。立候補しやすくする。
- ▶ 選挙公報の内容を充実させる。立会演説会も復活させる。
- ▶ 政策重視の選挙へ。

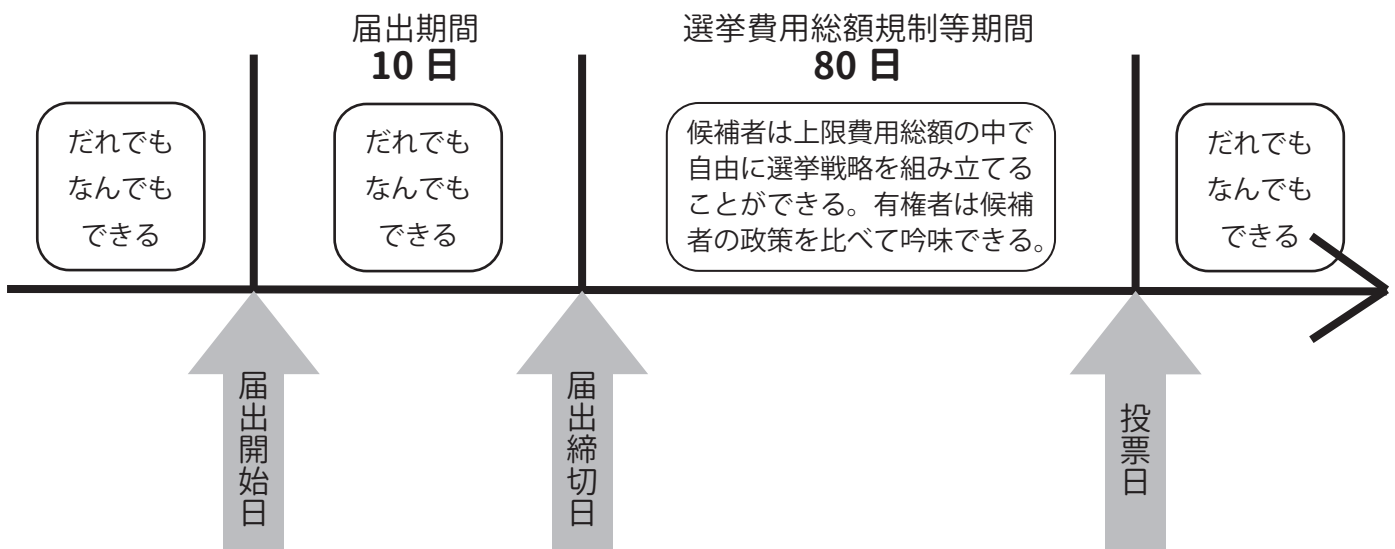
公職選挙法

慣れている人による、限られた期間の選挙や政治への参加



新市民選挙法

365日すべての人が自由にいつでも選挙や政治に参加できるようになります





参政権の保障と拡大

Point

立候補と投票をしやすくすることで、議会を「社会の縮図」にします



立候補者に義務づけられた「見せ金」を不要とする

—— 資金力がなくても立候補できるように ——

最大 600 万円の選挙供託金（「見せ金」）を供託しなければ立候補できない現行の制度を廃止する。



立候補可能な年齢を 18 歳にする

—— 高校生でも立候補できるように ——

立候補できる年齢を、投票できる年齢の 18 歳に合わせる。
現在は、参議院議員・知事の被選挙権年齢は 30 歳、衆議院議員・地方議会議員・知事以外の首長の被選挙権年齢は 25 歳。



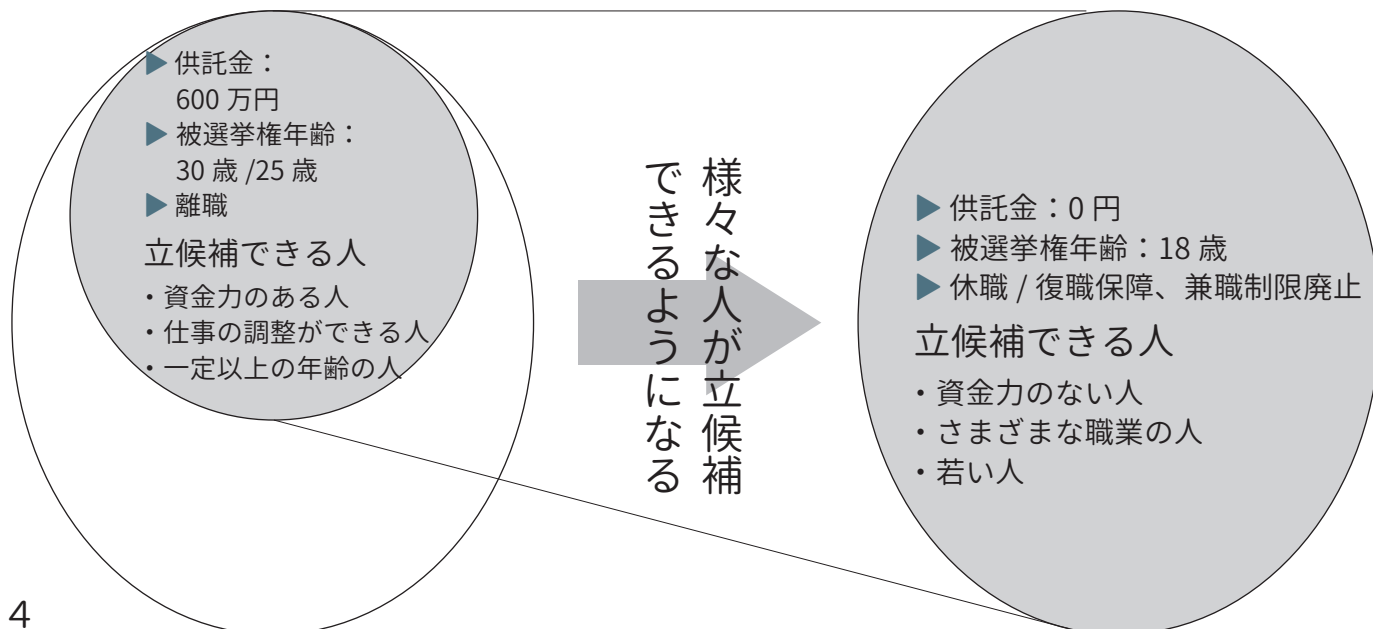
立候補休暇・復職保障・兼職も可能にする

—— 現役世代も立候補できるように ——

会社勤めの人立候補するときの休暇や、当選して議員となっている間の休職、議員を辞めた後の復職を、会社に義務づける。
公務員の立候補制限、議員との兼職制限をなくす。

公職選挙法

新市民選挙法



障がいをもつ人の参政権保障

—— 障がいがあっても政治参加できるように ——

投票所の利便性や投票制度を改善する。バリアフリー、記号式投票用紙など。

障がい者の「知る権利」を保障する。点字版選挙公報など。

障がいをもつ立候補者や議員の活動を拡充する。手話通訳など。

移住者・ホームレスの参政権保障

—— いつ引越しても、どこに暮らしていても投票できるように ——

住所の認定について、客観的居住の事実よりも居住者の主観的居留意思を尊重するように変える。

国政選挙においては「3か月の住民基本台帳の記載要件」、地方選挙においては「3か月の住所要件」を削除する。

日本国籍をもたない人の参政権保障

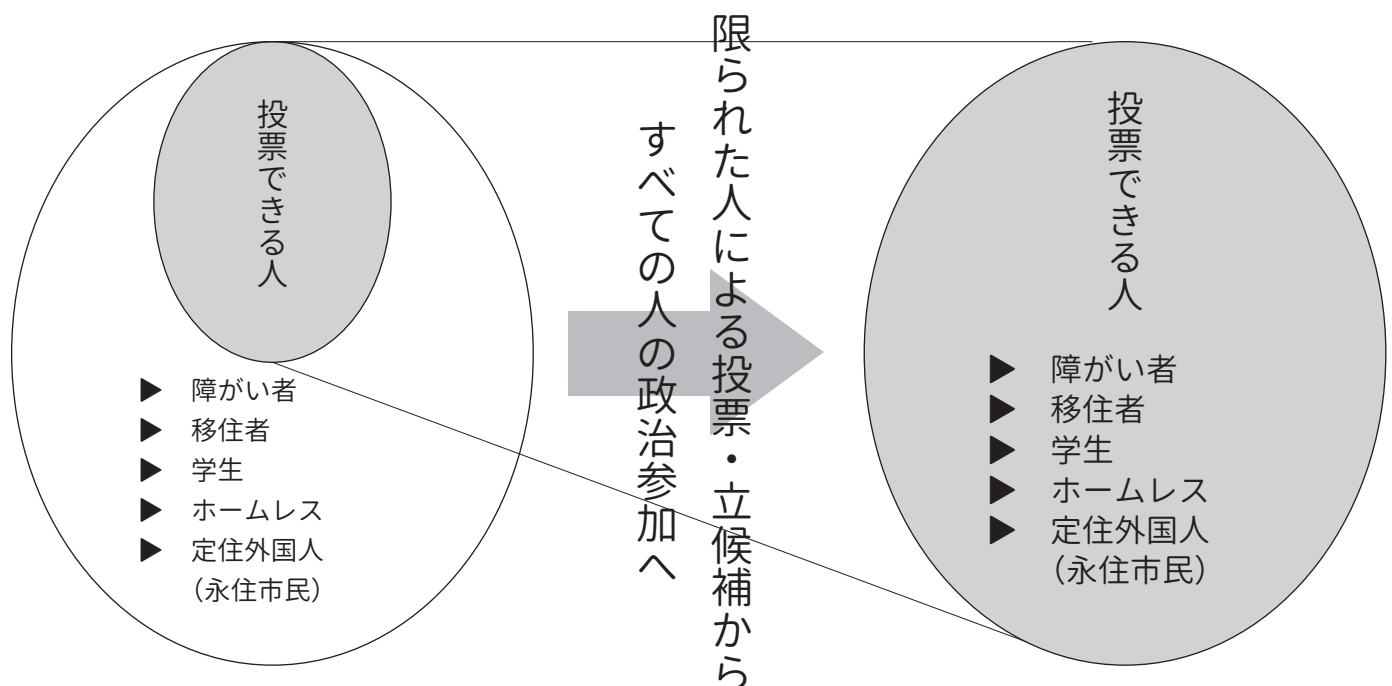
—— 国籍がなくても政治参加できるように ——

特別永住者に日本国籍を持つ人と同等の参政権を保障する。

一定の要件を課した上で定住外国人（永住市民）が投票できるようにする。条例により地方自治体は、定住外国人（永住市民）に立候補する権利を付与することができるようにする。

公職選挙法

新市民選挙法



選挙制度改革の具体例

Point 議会を「社会の縮図」にする選挙制度が「やりがいある選挙」を作ります

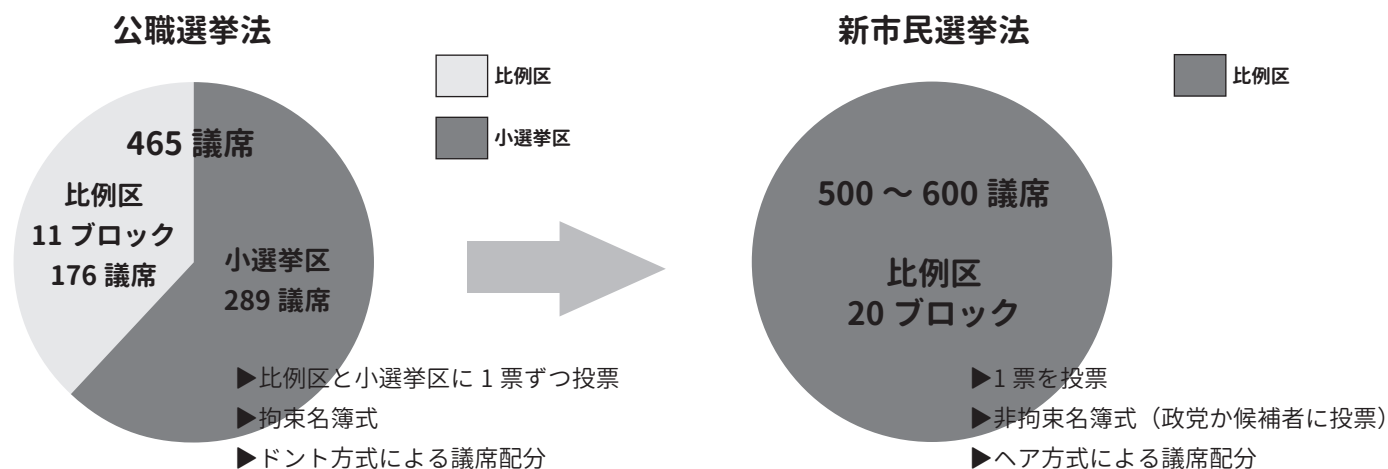
✓ 衆議院議員選挙

—— 政党間の合意形成を重んじる衆議院に ——

議員定数を 500 ～ 600 に増加。全国を 20 程度のブロックに分けてブロック選挙区ごとの比例代表制。選挙区定数は 15 議席以上。非拘束名簿式。議席配分はヘア方式による。

死票の減少、投票価値の平等、政党支持率と議席配分の一致がみこめる。

現行は 465 議席、小選挙区・比例代表並立制、拘束名簿式、ドント方式。



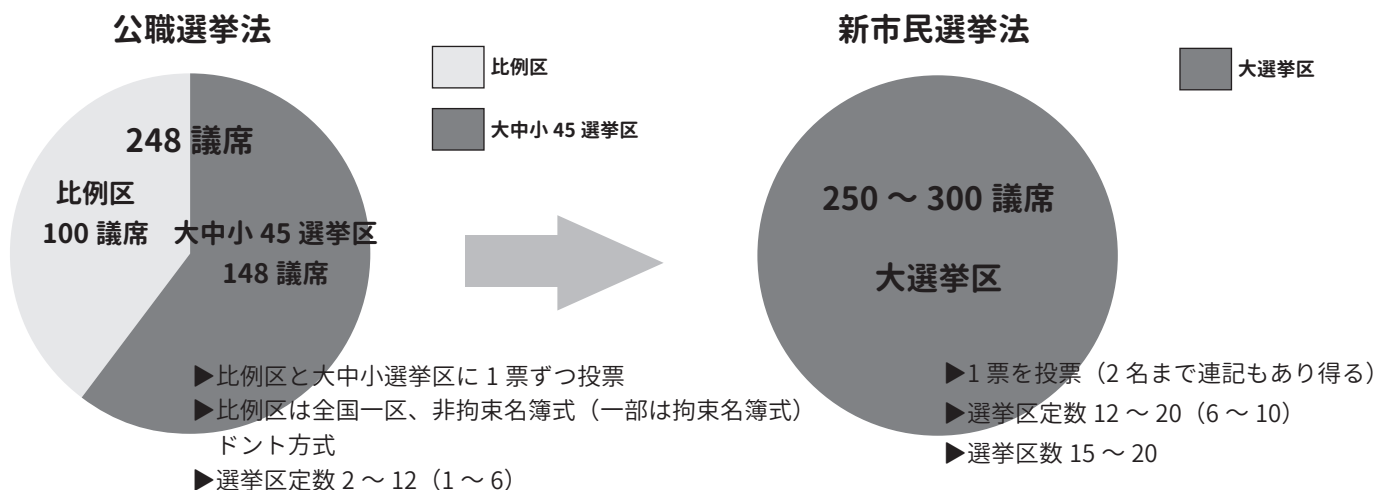
✓ 参議院議員選挙

—— 衆議院と異なる民意をすくいあげるために ——

議員定数を 250 ～ 300 に増加。大選挙区単記制または 2 名連記制。選挙区数は 15 から 20 程度、選挙区の改選定数を 6 から 10 程度とする。

政党の選択よりも「人」の選択に重点をおいた選挙へ。

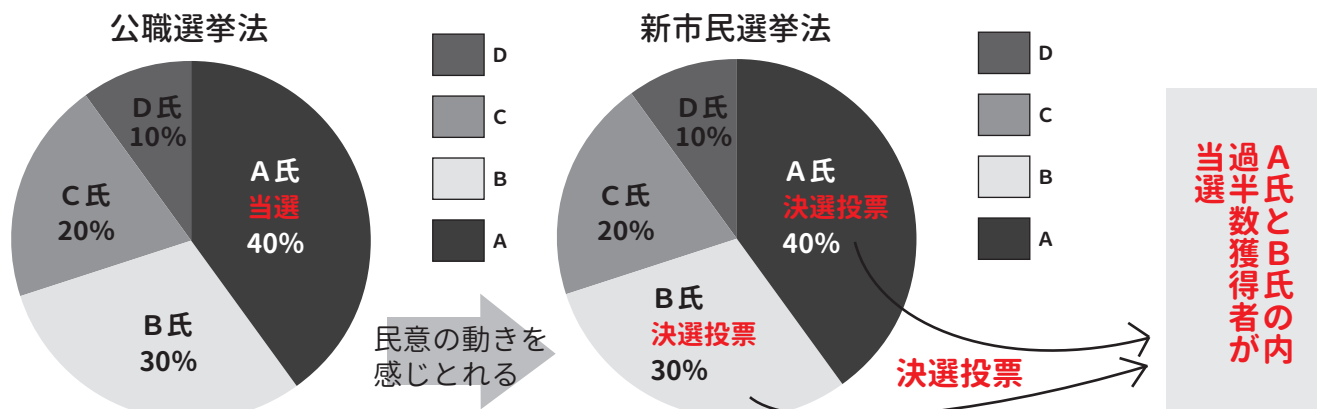
現行は 248 議席、比例代表・大中小選挙区並立制、非拘束名簿式。



✓ 首長選挙

—— 決選投票の導入で民主政治のダイナミズムを楽しむ ——

決選投票を再導入。第一回投票で過半数の得票に達する候補者がいない場合に、上位2名による決選投票を行う。第二回投票で過半数を獲得した候補者を当選させる。
死票の減少、立候補控えの減少、有権者の政治参与の促進がみこめる。
現行は一回の投票で相対多数者が当選する仕組み。



✓ 都道府県議会・政令市議会議員選挙

—— 政党間の合意形成を重んじる地方議会に ——

比例代表制。選挙区の数、名簿方式、議席配分方式等詳細については未定。
死票の減少、投票価値の平等、政党支持率と議席配分の一致等がみこめる。
現行は大中小選挙区混在（選挙区定数1から18まで）。

公職選挙法

※鹿児島県議会議員選挙の場合

定数種別	選挙区数	選出議員数
1人区	11区	11人
2人区	6区	12人
3人区	1区	3人
4人区	2区	8人
17人区	1区	17人

不ぞろいを正して正確な
民意の反映を
すっきりとわかりやすく

新市民選挙法

※鹿児島県議会議員選挙の場合

定数種別	選挙区数	選出議員数
51人区	1区	51人

✓ 市区町村議会議員選挙

—— 政策が似た候補者たちにまとめて投票 ——

大選挙区制限連記制。自治体の規模・議席数に応じて、2名から5名までの候補者に連記投票できるようにする。
基礎自治体における政党化 / 政策グループ化の促進、議員の多様性の確保等がみこめる。
現行は大選挙区単記制（選挙区定数6から50まで）。

公職選挙法

大選挙区	単記投票
選挙区定数 6～50名	1名の候補者を記名

「遠い存在」の議会から
自分たちの代表がいる
議会へ

新市民選挙法

大選挙区	制限連記投票
選挙区定数 6～20名	2名まで候補者を記名
選挙区定数 21～30名	3名まで候補者を記名
選挙区定数 31～40名	4名まで候補者を記名
選挙区定数 41～50名	5名まで候補者を記名

みんなで政治に関わり、民主政治を育てよう

政党助成法改正

現行政党交付金の一部を地域政党に交付する。また政党交付金の15%を政策研究費とし、政策研究組織を設置してその運用費用に充てる。現行政党交付金の一部を、女性・マイノリティグループの候補者を一定割合以上にした政党への助成に、割り当てる。

政治資金規正法改正

企業・団体による政治献金を全面禁止する。
政治資金パーティーの収益も政治家への寄附（政治献金）とみなす。

主権者教育の一層の推進

教育現場における「政治的中立」という縛りを見直す。知識習得だけでなく、対立する現実の政治的テーマについての討論に、教育の重点をずらす。現場の教員に広い裁量を与え教材研究を蓄積し共有する。

請願法改正

市民からの立法提案と行政監視の機能を強化する。そのために各議院に「請願小委員会（仮）」を設置する。措置すべきとした請願について、内閣は請願の処理経過を報告・公表することを義務づける。

国民投票法改正

有料意見広告の全面禁止。「放送通信分野の規則に関する独立行政機関」を設立し、国民投票に関する報道・意見広告等について監督・是正する。一般市民がテレビ・ラジオ・新聞などにより無料で意見表明できる機会を保障する。

抽選制議会の可能性

民意を正確に反映させるツールとして、くじ引きを選挙に組み合わせる。勧告権を持つ「抽選制市民会議（仮）」を自治体議会に付設し、市民の意見を吸い上げる。

国政の比例代表制選挙で政党等のほか抽選リストを選べるようにする。あるいは投票率40%の場合、棄権票60%分の議席数を、抽選によって選ばれた市民に割り当てる。

【選挙市民審議会】第一期：（任期）2016年1月1日から2017年12月31日

片木淳・只野雅人・三木由希子（以上、共同代表）

石川公彌子・伊藤朝日太郎・太田啓子・太田光征・大山礼子・小澤隆一・桂協助・北川正恭・桔川純子・小島敏郎・小林五十鈴・小林幸治・武井由起子・田中久雄・坪郷實・濱野道雄・林克明・山口あずさ・山口真美（敬称略）

【選挙市民審議会】第二期：（任期）2018年1月1日から2019年12月31日

片木淳・只野雅人・三木由希子（以上、共同代表）

石川公彌子・大山礼子・岡崎晴輝・小澤隆一・北川正恭・桔川純子・小林五十鈴・小林幸治・田中久雄・坪郷實・濱野道雄・山口真美（敬称略）

選挙市民審議会事務局

（公正・平等な選挙改革にとりくむプロジェクト）

〒154-0004 東京都世田谷区下馬 1-20-4 城倉方

電話：03-3424-3287 email：izumi-jokura@outlook.jp

